

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課地域医療体制整備室

法令名	佐賀県医師修学資金等貸与条例	法令の番号	平成17年佐賀県条例第34号						
許認可等の種類	修学資金等の返還免除	根拠条項	第10条						
審査基準	<p>1 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学生修学資金の貸与者が、医師の免許取得後、引き続き県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受け、その修了後、引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要な勤務期間従事したとき。</p> <p>(2) 大学院生修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要な勤務期間従事したとき。</p> <p>(3) 業務に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。</p>								
	受付機関	医務課地域医療体制整備室	処理機関	医務課地域医療体制整備室	交付機関	医務課地域医療体制整備室	標準処理期間	90日	目次
						標準経由期間	一日	NO	